

新潟市議会の広報に関する要綱

(広報の目的)

第 1 条 新潟市議会（以下「議会」という。）は、議会の活動状況を広く市民に知らせ、議会に対する理解と関心を深めるために広報を行うものとする。

(広報委員会)

第 2 条 新潟市議会会議規則（昭和 43 年新潟市議会規則第 1 号）第 160 条の 2 第 4 項の規定により定める広報委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項については、次条から第 8 条までに定めるところによる。

(委員会の所掌事項)

第 3 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会の広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会のホームページに関する事項
- (3) 議会報告会及び意見交換会に関する事項
- (4) その他議会の広報に関し必要な事項

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、会派構成員 3 人以上の会派から 1 人ずつ選出された議員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期の途中で新たに会派が結成され、委員が選出されたときは、当該委員の任期は、第 2 項の規定にかかわらず、当該委員の選出の際既に委員である者の任期満了の日までとする。

5 委員の任期の途中で会派が解散した場合は、当該会派から選出した委員の任期は、第 2 項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の議事を整理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要と認める都度開催する。

2 委員がやむを得ない理由により、委員会の会議を欠席する場合は、その会派の議員の中から代理を出席させることができる。

(傍聴の取扱い)

第 7 条 委員会の傍聴については、新潟市議会委員会傍聴規則（平成元年新潟市議会規則第 2 号）の規定を準用する。

(記録)

第 8 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(広報すべき事項)

第 9 条 広報すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会に関する事項
- (2) 委員会に関する事項
- (3) 請願・陳情に関する事項
- (4) 意見書及び決議に関する事項
- (5) 議会の構成及び人事等に関する事項
- (6) 議決結果及び議会日誌に関する事項
- (7) その他広報の目的を達成するために必要な事項

(広報紙の名称)

第 10 条 広報紙の名称は、「にいがた市議会だより」（以下「議会だより」という。）とする。

(広報紙の発行)

第 11 条 議会だよりは、年 4 回、各定例会終了後おおむね 1 箇月を目途に発行する。ただし、議長が必要と認める場合は、臨時に発行するものとする。

2 議会だよりは、議長の決裁を得て発行するものとする。

(広報紙の配布先)

第 12 条 議会だよりは、市内の各世帯及び議長が必要と認めるものに配布する。

(広報紙の配布方法)

第 13 条 配布方法は、新聞折り込みとし、新聞未購読世帯には申し出により郵送する。

2 点字版等について、申し出により郵送するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、議会の広報に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。